平成２５年（フ）第８７３号
広島市東区光町１丁目３番19―402号　森ビル
債務者　石井　成子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　俊哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１５号
高知県香南市野市町大谷467番地11
債務者　嶋﨑　誠史
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１６号
高知県香南市野市町大谷467番地11
債務者　嶋﨑　稔子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６０号
兵庫県加古川市野口町坂元641番地
債務者　伊藤　久男
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８０号
奈良県大和郡山市番匠田中町51番地
債務者　上田　和男
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
長崎県長崎市油木町35番61号
債務者　永尾　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　康寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７８１号
名古屋市緑区旭出２丁目106、住民票上の住所名古屋市名東区牧の原２丁目1102番地　ユニーブル高針原マンション501号
債務者　稲熊　芳郎
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祥玄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５５号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２　202号
債務者　細川製図研究所こと　細川美枝子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８６７号
京都市中京区西ノ京北壺井町３番地　むつみハイツ101号
債務者　大和みつ子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２５号
大阪府松原市天美東７丁目６番13号
債務者　渡邉まゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９２７号
大阪市住吉区苅田９－２－18　アビコマンション３－Ａ号室、前住所大阪府松原市天美北３丁目13－１　ウッディクラフト107号室、住民票上の住所大阪府松原市天美東７丁目６番13号
債務者　渡邉　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
愛知県安城市安城町照路36番地８　パークハイツ神谷103
債務者　赤谷　知行
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６２８号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1039番地　メゾン椿102
債務者　加藤　　崇
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５７号
秋田県湯沢市山田字笈ノ目58番地２
債務者　髙橋　**恭**三
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２０５号
奈良県宇陀市大宇陀西山1173番地の１、前住所三重県伊賀市千戸1174番地の117
債務者　竹田建築こと　竹田　正巳
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾732番地の７
債務者　柿田　秀志
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
奈良県香芝市畑７丁目10番２－８号
債務者　山本　富子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係